平成２５年（フ）第５６３７号
大阪市住吉区我孫子西１丁目５番８号　メゾンドルミエール405号、前住所大阪市住吉区我孫子西２丁目６番20号　ロイヤルあびこ505号
債務者　雲田　　恵
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６５４号
大阪府摂津市南別府町９番３―1111号
債務者　澤田しづ子
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６３８号
北九州市小倉北区金田２丁目６番23号
債務者　宮原　一代
１　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７１６号
北九州市八幡西区浅川日の峯１丁目８番13―206号
債務者　三浦　真矢
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７２６号
北九州市小倉北区中井１丁目４番31号　サンシャイン中井Ⅰ―305
債務者　梶野　朋治
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１５１４号
名古屋市中川区かの里１丁目3304番地　サンパレス202号
債務者　川井　敦子
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１５号
広島県福山市神辺町字十九軒屋287番地３
債務者　高橋　佳奈
１　決定年月日時　平成25年12月10日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２３１号
広島県福山市南蔵王町４丁目１番36―305号
債務者　水川　和彦
１　決定年月日時　平成25年12月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第２４４号
広島市南区向洋新町１丁目７番２号Ａ棟202号室、住民票上の住所広島県府中市府川町１番地１
債務者　藤岡　貴久
１　決定年月日時　平成25年12月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第７０８号
北九州市小倉北区竪町１丁目２番９―102号
債務者　立塚　雪代
１　決定年月日時　平成25年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１４９号
青森県弘前市大字取上５丁目14番地４
債務者　福間　隆仁
１　決定年月日時　平成25年12月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１５１号
青森県八戸市諏訪２丁目19番20号　ライオンハウスＡ号室、前住所青森県八戸市大字大久保字町道９番地21
債務者　細川　美雪
１　決定年月日時　平成25年12月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１３６号
山口市維新公園５丁目９番Ａ―304号　吉敷木崎県営住宅
債務者　尾崎　茂美
１　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５８４号
栃木県宇都宮市中岡本町2663番地51、前住所栃木県宇都宮市若草５丁目４番４号
債務者　福田　幸英
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月17日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６１１号
栃木県矢板市木幡1464番地　県営木幡北山住宅３号棟101号
債務者　白須　保夫
１　決定年月日時　平成25年12月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月31日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１３２１５号
東京都墨田区墨田５丁目29―６―201
債務者　内山　和恵（旧姓岩谷）
１　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時　東京地方裁判所民事第20部